

議長

農業委員現在数14名、出席14名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和5年度第7回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第8番新井委員さん、第9番高山委員さんを指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願ひます。

事務局

前回の総会から今日までの日程行事につきまして報告をいたします。8月25日農政部会と土地部会が開催され、会長と職務代理、農政部会の部会員さんと土地部会の部会員さんにご出席いただきました。諸報告は以上です。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「青梅都市計画事業今井土地区画整理事業に係る事業計画書についての意見聴取」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号「青梅都市計画事業今井土地区画整理事業に係る事業計画書についての意見聴取」に関して御説明申し上げます。

本案につきましては、青梅インターチェンジ北側における組合施行による土地区画整理事業の実施に当たり、土地区画整理法第136条第1項の規定により東京都知事から意見を求められましたので、提案させていただきます。

昨年12月の農業委員会においては、今井土地区画整理組合設立準備会から意見聴取を受けておりましたが、その後準備会から都知事に対し「事業計画書の提出」があったことを受けて、あらためて組合認可権者である都知事から農業委員会に対し、意見を求められたものとなります。

なお、今回の意見聴取は、土地区画整理事業に関する事業計画書のうち、主に「事業区域周辺の農業に関わる部分」に関して何か意見があれば、本日委員会として集約し知事へ回答する形になります。

それでは内容につきましては、事業協力者の方より御説明をお願いいたします。

東日本総合計画

皆さまこんにちは。東日本総合計画のと申します。私から事業計画についてご説明いたします。事前に事業計画書と図面を配布させていただいておりますので合わせてご確認をお願いいたします。

事業の特徴ですけれども、区画整理組合による土地区画整理事業を業務外交方式という形で行います。計画地におきましては、流通業務系の機能を果たす為の集約した土地利用計画に基づきまして、周辺の自由環境や農地などを考慮した市街地の形成を図る事業でございます。

事業計画書の1ページに土地区画整備事業の名称が記載されております。青梅都市計画事業が今回の名称でございます。都市計画の決定につきましては6ページになります。こちらにおきましては、先ほど都市計画の決定が告示されましたという話がありましたけれども、令和5年8月10日都市計画の決定によりまして、当地区におきましては市街化調整区域から市街化区域に編入されております。その他としまして工業地域、こちらは準防火地域に指定されております。その他、地区計画と区画整理事業が決定されております。現在におきましては、東京都の方に組合設備認可証明書を提出している状況でございます。

続きまして事業の施工期間につきまして、事業計画書の9ページ、12ページになります。9ページの施工期間としまして、令和5年から令和11年3月31日までという記載がございます。実際には令和5年度でありますけれども、認可が正式にうまくいきますと事業が本格的にスタートしていきます。令和11年3月31日までにすべての事業を完了する計画で予定しております。

事業計画書12ページにおきましては、年度別の計画の動きがございますので、こちらにつきましてはご覧になっていただければと思います。

続きまして施工地区の位置ですけれども地図で区域を説明した通り、本地区におきましては、青梅市東部地区に位置しまして圏央道青梅インターチェンジ北側に隣接しており、南側には圏央道、地区外西側には主要地方道44号線瑞穂・富岡線、岩蔵街道が南北に通っている地区でございます。面積は49.4ヘクタールの事業でございます。1ページに戻り区画整理事業の目的でございます。本事業におきましては都市計画道路、青梅中央道線、青梅東端線などの公道の整備、公共施設の整備を行います。その他に地区面積の3%以上の公園を確保します。その他、雨水流出抑制

施設としまして公園、緑地の下に調整池を3カ所配置する計画でございます。こちらは後ほど設計図の部分でお話させていただきます。これらにつきまして周辺の住環境整備、農地等に配慮を図りながら物流拠点を中心とした市街地の形成を図ることを目的としております。

施工地区内の土地の状況ですが5ページになります。施工地区の土地利用としましては現在主に畑が中心でございます。約9割の面積をしめている状況です。この地区内には住宅の建築は立地しておりません。その他、鉄塔、ソフトバンクやNTT等の通信基地局が1基ございます。その他に農業委員会様に該当する農業用者の注水施設が1カ所ございます。こちらにつきましては区画整理事業によりまして、事業区域内市街地の整備を行いますので一旦地区の北側の方に移設するという形でございます。

続きまして公共施設の整備につきましては7ページ8ページを合わせて確認をおねがいします。都市計画道路の整備、この図面ですと北側の青梅中央道線、そこから地区の中央を南北に走る道路、この2路線が都市計画道路となります。そちらをこの整備事業で整備をします。その他、地区周辺外周におきましても区画道路の整備をしていきます。北側におきましては12m、東側におきましては9.5mの道路を整備します。地区中央におきましては湾曲した形で15mの道路を整備します。その他、南側の1カ所も12mの道路を都市計画道路まで接続するという状況でございます。その他、3カ所調整池ですが、まず地区の岩倉街道沿いの交差点15緑地、2号緑地都市計画道路、南側の3号緑地とあります。その3カ所に調整池を配置しまして雨水流失抑制を図るという事業でございます。

先ほどの公園緑地につきましては、地区面積の3%以上を確保していくという形でございます。その他、上下水道を移設していきます。現在ある地区内の電柱も基本としまして無電柱化を図るということで地区内に電柱が立たないような状況で計画を進めています。

続きまして農業用注水施設であります。先ほどお話ししましたように工事の施工に伴いまして地区の北側の方に仮設注水施設を配置する、一旦移させていただきます。完成時におきましては北側の公園に注水施設を整備させていただきたいと思います。事業の開業としては以上です。

議長

以上で説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

質疑 高山委員

議席番号9番 高山です。

雨水排水ですが、雨の降雨強度としてはどの程度を見込んでいるのか。物流施設の区画の中の雨水はどのような形で計画をされているのかというのをお聞きしたいです。

東日本総合計画

地区内の降水といたしまして、おおむね30年に一度の大雨を想定しております。それらを事業区域内の調整地で飲み込むという形で考えております。大型店舗などに発生する雨水関係にしましても、基本といたしまして調整池の方に入ってくるという形で雨水が一旦調整池に蓄えて流出するというような計画でございます。

質疑 高山委員

ニュースでも10mmとかという数値が出ていると思いますが、ここはどの程度を考えているのですか。

東日本総合計画

大雨が降ったとき60mmまでを対応できる状況でございます。その他に先ほどの調整池につきましては、地下に浸透する施設整備をしていきますので、そういった形で対応していくということでございます。

質疑 高山委員

浸透池どの程度ボリューム的に考慮されているのでしょうか。

東日本総合計画

区画整理事業の中では3カ所の緑地に浸透施設、調整地を兼ての浸透池を作って公共用地の分については、そこで飲み込んでいくという計画にしておりまして、外部の物流倉庫の出来る方につきましては、物流倉庫側の方でその対応に準じた容量の対応を建てる側の方が整備をしていくということで東京都の方で協議を進めて計画をしています。

質疑 高山委員

60mmではなく100mmに出来ないのでしょうか。路面高を低く設定してそこに雨が溜まるような形の考え方というのを取ってもらえればと思います。

東日本総合計画

そうしますと宅地の中、街区の中では基準通りというところまでを、この建築側にお願いするような形で、それ以外の部分について1号緑地、2号緑地、3号緑地にそれなりの大きさの浸透池を設置するというところで、相当大きい量は浸透することができる調整地をつくるというような考え方で計画を進めています。

質疑 影山推進委員

給水場の設計図がないのですが、前に出入口を改善するという話を聞いていたのですが改善されたのですか。

東日本総合計画

4号公園のところですよ。今現状、検討中ということろです。場所は4号公園に設置するというので今決定している状況です。

質疑 影山推進委員

圏央道の陸橋を超えるところの青梅スタジアムから入っていく道ですが、そこは下りられないようにトラックが入らないようにしてもらえるのでしょうか。

東日本総合計画

今のご意見を賜りまして警察の方と協議を進めながら対応をさせていただきたいと思います。

質疑 榎戸委員

議席番号14番 榎戸です。

今作付けをしている農家さんから雑草がすごいと聞きまして、これから枯草になってきたときに火災が発生すると怖いという事と、ゴミが捨てられていると聞きまして、

質疑 榎戸委員

着工までに時間があると思われませんが、この土地の管理はどかがされることになっているのでしょうか。

事務局

区域内の雑草の繁茂について、たくさん問い合わせがありまして、事務局も現地確認をし対象者の方たちを精査しているところです。近日中には土地の所有者に対して文書により適切な管理を依頼していく予定です。今年の12月までは管理をすることになっています。

質疑 町田委員 森田委員

道路の部分の草がすごくて軽自動車を通るのがやっという場所があり、危ないので道路の部分だけでも刈っていただけないでしょうか。畑の管理もよくないところがあり市役所で強く指導してもらいたいです。

事務局

道路沿いの草も所有者さんに刈ってもらいたいという文書を作っています。管理の依頼を出して、そのあと刈られているかどうか事務局としても見に行きますので、12月までは気にしていきます。

質疑 新井委員

議席番号8番 新井です。

区域が決定すると、この中は閉鎖するのですか。

東日本総合計画

区画整備事業で区域や都市計画で決定したわけですがけれども、実際に工事がスタートするのが、おおむね春頃を予定しています。その前段としまして周知関係がスタートし、工事の危険性がありますので、この区域内は部外者は入れないような安全対策を講じるように計画をしている状況です。

概要を説明させていただきますと、区画整備外にも農道が南北に一つ残ります。区画整備事業内にも9.5mの道路が出来ます。そこにはガードパイプを配置するように計画をしています。地区外から地区内に車が乗り入れできるという状況はありません。

議長

これは土地区画整理事業に関しての事なので、今皆さんから現状の話がありましたけれども、これは農業委員会の方の範疇に入っているところなので事務局と話を詰めて、もしかしたら皆さんにお力をお借りして、出来れば事業所と一緒に安全な場所に協力してもらえそうな形が取れたらいいかなと思います。

議長

様々なご意見等ございましたが、農業委員会といたしましては、土地区画整理事業を実施していく上で、区域周辺の農業への配慮をきちんとしていただくというところが何より重要かと思います。

最終的に委員会として集約させていただきまして、本件に対する回答として、事業実施に当たっては、事業区域周辺の営農に支障がないように必要な配慮等を行っていただくようお願いいたしますという意見を付けた形で、ご提示したいと思いますがいかがでしょうか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「青梅都市計画事業今井土地区画整理事業に係る事業計画書についての意見聴取」1件は協議結果の先ほどお話したとおり回答をいたします。

議案第2号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」2件を上程いたします。

それでは、整理番号1、2番について、町田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号12番 町田です。

委員

整理番号1番について説明します。

9月12日 事務局2名とインターン生と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

この場所は北側は茶畑、東側には梅の木が植えてあり、茶畑は剪定されて管理も適正に行われていました。肥培管理書を さんにも渡して周りに迷惑にならないような適正な管理をお願いしました。よろしくご審議をお願いします。

整理番号2番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番には矢端川通りの北側に畑がありまして、その畑にはトマト、キュウリ、ナス、ゴーヤ、スイカ、イチゴ、ミョウガが植えてあり、ビニールハウスが1棟建っています、除草もされており適正に管理されていました。

地番は圏央道の近くの道路で南と北にお茶畑を栽培しています。地番はお茶畑の南北道路の西側に面しておりまして、ピーマン、ナスが植えてあり、土壌も適正にされていました。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」2件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請(移転)について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について(移転)」3件を御説明申し上げます。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番

譲渡人の さんと さんから譲受人の さんへの売買
契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、露地野菜を栽培する計画であり、該当地は さんが元々口約束で借りていた農地で、管理状況としては今までと変化ないとのことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、8月15日に野村委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、野村委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号2番 野村です。

整理番号1番について説明します。

9月15日 本人立会いの下、事務局と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

現在の畑にはサトイモ、サツマイモ、トウモロコシ、ナス、ショウガ、モロヘイヤ、オクラ、トマトなどが栽培されており畑全体の管理も問題ありませんでした。年間で約25種類ほど栽培するとのことでした。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請(移転)について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第4号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第4号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。4ページを御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和5年5月11日に亡くなられたため、相続人である さん、 さん、 さん、 さん、 さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、9月15日に松永委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、松永委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員 松永です。

整理番号1番について説明します。

9月15日 事務局2名と本人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

地番は7棟のハウスで施設園芸をされておりまして、現在サボテン、タマネギの苗の生産、花の苗ビオラ、パンジーです。

地番はワケギ、落花生、ナス、キュウリ、ピーマン、大根、白菜が栽培されていまして。2件については問題なく管理されていまして。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第5号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」3件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

訂正

議案 5 号 別紙 7 土地の所在地が青梅市富岡 2 丁目ではなく青梅市富岡 1 丁目です。

議案第 5 号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」3 件を御説明いたします。議案書の 5 ページをご覧ください。

本件につきましては、20 年以上にわたり非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。

東京都による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、20 年以上にわたり耕作されていないことが原因で農地の様相でなくなった非農地状態であることを、東京都が証明するものでございます。

そのため、本案件については、農業委員会の皆様に農地性の有無を御審議していただければと思います。

それでは御説明いたします。

お配りしております議案 5 号別紙 1 をご覧ください。

整理番号 1 番

こちらは非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げ)

次に議案第 5 号別紙 2 を御覧ください。

こちらは写真撮影方向図および現況写真となります。御覧の通り、農地の様相を呈しておらず、長年、住宅として利用をされておりました。

次に議案第 5 号別紙 3 を御覧ください。

こちらは、昭和 49 年 12 月の航空写真となります。

事務局

20 年以上前より、該当地に建物が建っており、農地として利用されていなかったことが確認できます。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても農地性がないことを確認いたしました。

なお、9月15日に川口委員と現地調査を行いまして、非農地状態であることを確認いただいております。また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

整理番号2番

こちらも同様に非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。議案4ページと議案第5号別紙4をご覧ください。

(願出者・地番・面積を読み上げ)

次に議案第5号別紙5を御覧ください。

こちらは写真撮影方向図および現況写真となります。御覧の通り、農地の様相を呈しておらず、長年、住宅の庭として利用をされておりました。

次に議案第5号別紙6を御覧ください。

こちらは、平成15年9月の航空写真となります。

20年以上前より、該当地が住宅の庭として利用されており、農地として利用されていなかったことが確認できます。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても農地性がないことを確認いたしました。

なお、9月15日に新井委員と現地調査を行いまして、非農地状態であることを確認いただいております。また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

事務局

整理番号3番

こちらも同様に非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。議案の4ページ目と議案第5号別紙7をご覧ください。

(願出者・地番・面積を読み上げ)

次に議案第5号別紙8を御覧ください。

こちらは写真撮影方向図および現況写真となります。御覧の通り、農地の様相を呈しておらず、こちらも長年、住宅の庭として利用をされておりました。

次に議案第5号別紙9を御覧ください。

こちらは、平成9年5月の航空写真となります。

20年以上前より、該当地が住宅の庭と利用されており、農地として利用されていなかったことが確認できます。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても農地性がないことを確認いたしました。

なお、9月15日に新井委員と現地調査を行いまして、非農地状態であることを確認いただいております。また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

訂正

別紙5の別紙8現況写真の申請地ですが、申請者の方が提出された見取り図が間違っております。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川口委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員 川口です。

整理番号1番について説明します。

委員

9月15日 事務局2名と代理人で現地調査を行いました。

見ての通り、畑ではなく低い建物が建っており、中は底が抜けたような状態です。外見はいいのですが、しばらく住んでいないのでこのような状態でした。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号2、3番について、新井委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号8番 新井です。

整理番号2番、3番について説明します。

事務局の説明の通りです。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

質疑 委員

ここは農地だったわけですよね。20年農地を持っていた人が知らないで建ててしまったということですか。調整区域に家を建てられるのですか。

事務局

20年以上前にご自身で建築してしまって地目だけずっと残っていたという事です。昔だと建築許可、開発許可がなくても建てられた時期があったようです。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第5号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」3件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」5件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明致します。議案の6ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番を御説明いたします。

整理番号1番 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第6号別紙1を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

事務局

契約期間は2023年11月1日から2028年10月31日までの5年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第6号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、水村さんは認定農業者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、9月12日に町田委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

事務局

次に整理番号2番。

《議案参照。読み上げ》

こちら農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

《議案第6号 別紙3》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2023年11月1日から2028年10月31日までの5年間。

こちらについても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しまして、《議案第6号別紙4》の調書の通り要件を満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、9月12日に町田委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号3番。

《議案参照。読み上げ》

こちらも農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

《議案第6号 別紙5》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2023年11月1日から2034年10月31日までの11年間。

こちらについても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しまして、《議案第6号別紙6》の調書の通り要件を満たしていると考えます。

また、申請地においては、ハウス栽培を行う予定になっております。

現地調査につきましては、9月12日に町田委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

事務局

次に整理番号4番。

《議案参照。読み上げ》

こちらも農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

《議案第6号 別紙7》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2023年11月1日から2028年10月31日までの5年間。

こちらについても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の

各要件が満たされていることが求められます。こちらに关しまして、《議案第6号別紙8》の調書の通り要件を満たしていると考えます。

なお、株式会社につきましては、代表取締役の さんは農作業常時従事要件を満たしておりませんが、役員のうち2名が農作業に常時従事する予定となっております。

そのため、第2号のロに該当せず、第3号のイとロに該当し、要件を満たしていると判断いたしました。

また、申請地においては、露地野菜を行う予定となっております。

現地調査につきましては、9月12日に町田委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号5番。

《議案参照。読み上げ》

こちらも農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

《議案第6号 別紙9》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2023年11月1日から2028年10月31日までの5年間。

こちらについても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに关しまして、《議案第6号別紙10》の調書の通り要件を満たしていると考えます。

事務局

また、申請地においては、果樹栽培を行う予定となっております。

現地調査につきましては、9月15日に天野委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1、2、3、4番について、町田委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号12番 町田です。

9月12日 現地調査を行いました。

整理番号1番について説明します。

地番は露地野菜、来年に向けて白菜、玉ねぎ、ネギを栽培する予定だそうです。肥培管理基準を渡して、適正な管理をしてくださいと伝えました。

整理番号2番について説明します。

露地野菜を栽培するという事とで、道路側には里芋が植えてあり、その南側はトラクターがかけてあり、玉ねぎ、ノラボウを植える予定だそうです。肥培管理基準を渡して、適正な管理をお願いしました。

整理番号3番について説明します。

道路の北側に育苗ハウス、そのとなりは玉ねぎ、白菜、カボチャ、スイカ、ズッキーニを植える予定だそうです。新規就農者ですので肥培管理基準を渡し、周りに迷惑をかけないようにという話をしました。

整理番号4番について説明します。

事務局と本人立会いの下、と現地確認をして現地調査を行いました。

大根などの植え付けをしまして、畑は良好に管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号5番について、天野委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員 天野です。

委員

整理番号5番について説明します。

9月18日 事務局2名と私で現地調査を行いました。

当日 さんも立会いました。

南向きの斜面で柚子の木が40本から50本ほど5m間隔で植わっていました。11月1日から借用するということなので、刈りたいのだけど今は刈れないので11月1日になったら膝くらいまで草が伸びていたのですが、すぐに刈りますと言っていました。さんは30代の方で、やる気のある方だとお見受けしました。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」5件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明致します。議案の8ページを御覧ください。

整理番号1番および2番まとめて御説明いたします。

【議案参照読み上げ】

それでは、御説明いたします。

本件につきましては、借人および貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第7号 別紙1》の調書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、

該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

次に、《議案第7号 別紙2、3》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。整理番号1番2番ともに利用権設定の更新の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間もともに、令和5年10月10日から令和8年10月9日までの3年間となっております。

また、裏面以降は使用借人の農業経営の状況等や共通事項が記載されております。

また使用申請地において借り人は、露地野菜を行う予定になっております。現地調査につきましては、9月12日に町田委員さんで行いまして、ともに支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、町田委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号12番 町田です。

整理番号1番について説明します。

矢端川の南側にある土地で、里芋、秋の種イモが植えてあり除草がされている状態です。矢端川北側は一連の畑で耕耘がされており、露地野菜を作る予定とのことでした。肥培管理基準を渡し、周りに迷惑をかけないように耕作をするよう話をしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

それでは報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、5件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、4件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、12件で3、4ページに記載されたとおりです。

次に「耕作証明書について」は、4件で5、6ページに記載されたとおりです。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただき

たいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後4時20分から開会いたします。